

## 公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第7回） 議事要旨

1. 日時：平成 18 年 3 月 9 日（木）16：00～18：00
2. 場所：霞が関ビル 33F 望星
3. 出席者：小澤一雅委員長、大森文彦委員、小林康昭委員、福田雅史委員、  
渡邊法美委員、川合勝委員、浅沼健一委員、絹川治委員、三浦隆委員、  
古川陽専門官（森下憲樹委員代理）、佐藤直良委員、前川秀和委員、  
西川和廣委員  
欠席者：宮崎正美委員、藤田伊織委員
4. 委員長挨拶
  - 本日の審議をもって高度技術提案型総合評価方式の手続についてとりまとめたい。
5. 議事概要
  - 事務局より資料 7 - 1 について説明。

### 〔適用の考え方について〕

- 現在の表現では、社会的便益の向上を期待できる類型は 型のみのように感じられる。

### 〔競争参加資格の確認について〕

- 技術提案を提出させた後に技術提案を除いた部分の競争参加資格を確認することとしているが、資格審査をした後に技術提案を提出させた方がよいのではないか。
- 事務的には可能であるが、公告から参加表明までに 1 ヶ月程度の期間を要し、資格審査後、更に技術提案の作成期間を確保する必要があるため、手続期間が長くなることが懸念される。（事務局）
- 競争参加資格の有無を提案者側で判断できるのであれば、技術提案を作成した後で競争参加資格が与えられないというケースは生じないのではないか。
- 競争参加資格の有無は提案者側でも判断することができるため、勘違いがなければ失格となることはない。ただし、競争参加資格を満たさない事例は時々発生している。（事務局）
- 簡易な技術提案と詳細な技術提案による二段階審査について検討する必要があるのではないか。
- 二段階審査の実施は理想であるが、発注公告において客観的な技術審査の基準を示す必要がある。そのような基準の提示が公告時点で可能か、今後の実施事例を参考に可能性を検討させてほしい。

- 高度技術提案型の適用工事は年間で何件程度を想定しているのか。また、地方自治体等への普及は考えているのか。発注件数が多いのであれば二段階審査が必要になるのではないか。
- 関東地方整備局における ・ 型の総合評価方式は、年間数件程度と考えている。型については状況による。
- 自治体ではもっと少ないのではないか。大きなプロジェクトがある場合には適用が考えられる。
- 今後の実施状況を見守りながら、再度見直しの検討を行ってほしい。

#### 〔低価格による入札について〕

- 技術提案の加算点を高くしても過度に低い価格を入札すると落札することができる。このような行為は品確法に反することとなるため、対策を検討するべきではないか。
- 高度技術提案型では見積の提出も求める。同じ業者から提出された見積と入札価格に相当程度の乖離が生じている場合はどのように取り扱うべきか。見積をもとに作成した予定価格の信頼性が疑われる。
- 海外ではアンバランスビッドという方式があり、最低価格者の入札価格が低すぎる場合は、入札価格の根拠を確認し、明確な理由を説明できなければ、二番札以降と契約を結ぶことがある。
- 水資源機構では電気工事や機械設備工事で見積価格の半額程度で入札している事例がある。見積よりも不当に低い価格で入札した場合は、不適正な見積を提出したということでペナルティを与えたほうがよいのではないか。
- 予定価格には根拠があり、安ければよいというのはおかしい。特に工事原価割れの受注については何らかのペナルティを与えたほうがよいのではないか。
- 本提言では、総価の見積を求めるのではなく、設計数量と必要な部分の単価表等の見積に限定している。したがって、見積と入札価格との乖離は明確には出てこないと考えている。(事務局)

#### 〔設計数量の提出について〕

- 提案者が提出した数量に間違いがあった場合のリスクヘッジは考えているのか。提案者側においてもある程度多めの数量を見込む可能性もある。
- 入札時点では概算数量しか把握することができず、具体的な数量は実施設計後に確定するため対応は難しいが、過去の同種・類似工事等を参考にチェックすることも考えている。また、実施設計後に数量が変更となっても条件変更がない場合には設計変更しない。(事務局)
- 民間工事では見積を求めることがよくある。意図的に数量を操作しなければ、入札前の数量と実施設計後の数量に大きな違いはない。意図的な見積に対する指摘ができれば、

それほど大きな問題は出てこないのではないか。

- 事前に数量を把握できる程度の設計を行うことを明記したほうがよいのではないか。
- 数量を出すためには、構造計算を行うが詳細図面までは作成しない程度の設計を行う必要がある。提案する側も技術提案の裏づけとしてある程度の設計を実施しており、どの程度まで設計するかは提案者側の判断でよいのではないか。
- 設計・施工一括発注方式における数量変更と単価合意の関係についてもう少しわかりやすく記載してほしい。

〔技術提案の作成費用について〕

- 提案費用を一般管理費の中で曖昧に扱うのではなく、提案費用そのものを計上することはできないか。
- 落札者の提案内容に実施設計の一部が含まれていると考えられるため、提案費用と設計費用を切り分けることが難しい。長期的に見れば諸経費動向調査等により一般管理費に提案費用が反映されることになると考えている。(事務局)
- 現状では提案費用が予定価格に反映されていないということでは、競争参加者が減少してしまうのではないか。
- 早急な対策を必要とする課題である。実態と観念論、現状と将来の観点から考え方を整理する必要があるが、現時点では明確な答えがない。
- どのような制度を採用するにせよ、技術提案の作成費用は入札価格の中に含まれることになる。よい提案、よい工事のためにはどうすればよいかという視点で、提案費用の還元方法やそのタイミングについて検討してほしい。

〔その他〕

- 世論では「公共調達における入札価格は低いほどよい」という考え方が主流で、建設工事の実態を理解してもらうのは難しい。特に高度技術提案型では、手続が複雑で分かりにくいこと、業者の見積を参考に予定価格を作成していること等から一般国民には理解しにくい調達であると考えられる。この方式の趣旨をさらに分かりやすく説明する必要があるのではないか。
- 交渉方式は導入の可能性があるのか。交渉方式に期待するところは大きいですが、実現の可能性がないのであれば削除したほうがよいのではないか。
- 9章と10章では実現の可能性が異なるため章立てを分けている。将来目指すべき方向として検討が必要であるため記載は残しておきたい。
- 設計・施工一括発注方式については解決すべき課題が多く残されているため、継続的な検討を進めていく必要がある。

〔今後の予定〕

- 提言については、本日の議論を踏まえて修正したものを各委員に諮り、その後は委員長一任でお願いしたい。次回委員会は、平成18年の上半期に開催し、総合評価方式のフォローアップを行いたいと考えている。

以上